

富士見市価値共創プラットフォーム『SDGs フジミライテラス』設置要綱

(設置目的)

第1条 持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた取組を起点として、市と企業・団体・教育機関・市民等（以下「企業等」という。）の連携強化を図るとともに、企業等の相互交流や情報共有を通じて、『感動』と『共鳴』を創出する自律的取組を共創することにより持続可能なまちづくりを実現していくことを目的として、「富士見市価値共創プラットフォーム『SDGs フジミライテラス』」（以下「『フジミライテラス』」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 『フジミライテラス』は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 会員間の情報発信及び情報共有に関すること
- (2) 会員間の相互交流及び意見交換に関すること
- (3) 地域課題の解決等に向けた連携事業に関すること
- (4) 『フジミライテラス』の目的の達成に向けた取組を進める会員のサポートに関すること
- (5) その他『フジミライテラス』の目的を達成するために必要な活動に関すること

(運営及び管理)

第3条 『フジミライテラス』の運営及び管理に係る事務は、富士見市役所政策財務部政策企画課（以下「事務局」という。）が行うものとする。

(会員の登録要件)

第4条 会員は、登録制とし、登録に際し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第1条の目的に賛同し、『フジミライテラス』の目的を達成するために、本市において取組や活動を実施する意思を持つ企業等であること
- (2) 会員の登録情報の公表ができること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力との関わりがないこと

(入会金及び会費)

第5条 『フジミライテラス』の入会金及び年会費は無料とする。

(会員の登録方法)

第6条 登録申請しようとする企業等は、『フジミライテラス』会員登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を事務局に提出するものとする。

(会員の登録)

第7条 事務局は前条の規定による登録申請があったときは、登録申請書の内容を確認し、第4条の登録要件に適合すると認められる時は、会員として登録する。

2 事務局は、会員に対し会員証を発行するとともに、会員が公表を希望しない事項を除き、本市が運営する『フジミライテラス』に関するウェブサイト等で対外的に広報する。

(登録情報の変更)

第8条 会員は、登録情報に変更が生じた場合には、その内容を登録申請書に記入の上、速やかに事務局に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 事務局は、会員から退会の申出を受けたとき、又は次のいずれかに該当するときには、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件を欠いたとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録したことが判明したとき
- (3) 法令等に違反する重大な事案が発生したとき
- (4) 会員が解散し、又は営業を停止したとき
- (5) 第10条の規定に違反したことが判明したとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員として適当でないと認めるとき

(禁止行為)

第10条 『フジミライテラス』において、次の行為を行ってはならない。

- (1) 政治的な主義を推進するための支持又は反対するための行為
- (2) 宗教等を広めるための行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) その他、『フジミライテラス』設置の目的に反する行為

(情報の利用制限)

第11条 会員は、事務局が承認した場合を除き、『フジミライテラス』の活動を通じて入手した情報を複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することはできないものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 会員は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるものであってはならない。

(損害賠償)

第13条 『フジミライテラス』において行われるすべての取組・活動等において生じる一切の損害について、富士見市は負担しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、『フジミライテラス』の運営に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。